

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 25 年 2 月 25 日

審査機関名 ビューローベリタスジャパン株式会社

### 1. 排出削減事業の概要

|              |   |
|--------------|---|
| 排出削減事業名      | 機械製造工場における高効率コンプレッサー導入による CO2 排出削減事業  |
| 排出削減事業者名     | 株式会社シンセラ  |
| 排出削減共同実施事業者名 | 一般社団法人 低炭素投資促進機構<br>(その他関連事業者名： なし)   |
| 事業実施場所       | 株式会社シンセラ<br>(住所：広島県世羅郡世羅町大字本郷 52)   |
| 事業の概要        | 電気式コンプレッサーを高効率の電気式コンプレッサー及びインバータータイプの高効率の電気式コンプレッサーに更新することで、CO2 排出量を削減する。   |
| 排出削減量の計画     | 【限界電源炭素排出係数の場合】<br>2012 年度：17 tCO2/年<br>(事業実施期間合計 17 tCO2)<br>【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】<br>2012 年度：13 tCO2/年<br>(事業実施期間合計 13 tCO2) |
| 国内クレジット認証期間  | 開始予定日 2013 年 1 月 29 日<br>終了予定日 2013 年 3 月 31 日  |
| 排出削減方法論      | 方法論番号 005 「間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入」   |

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

| 要件                       | 審査手続き   |
|--------------------------|---|
| 日本国内で実施されること             | <p>当該排出削減事業が日本国内で実施されることについて、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：広島県世羅郡世羅町大字本郷 52</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2013年1月29日</p>  |
| 追加性を有すること                | <p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO<sub>2</sub> 排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを、質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時の既存設備製造年月日の確認等により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問及び検算により全体で4.5年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>補助金は使用していない。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>事業者は以前から環境マネジメントシステムを運用しており、環境負荷の低減に努めている。本事業については、高効率コンプレッサー導入による省エネによって環境負荷の低減が可能となる。本事業の対象設備については、国内クレジット制度への参加によりクレジット売却益を見込むことで負担を少しでも減らしたいという事業者の考え、及び更新前に使用していた設備はCO<sub>2</sub> 排出量も多く、環境負荷の低減及びCO<sub>2</sub> 排出量を減らしたいという事業者の考えにより、申請に至った。</p> |
| 自主行動計画に参加していない者により行われること | <p>排出削減事業者への質問等により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認した。</p>   |
| 排出削減方法論に基づいて実施されること      | <p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 005 に基づき排出削減量を計算しており、方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>【方法論番号 002 間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入】</p> <p>適用条件 1 については、更新前後のコンプレッサー仕様書の確認、現地視察等により、コンプレッサーにインバーター制御の可変能力制御を導入する事業であることを確認した。併せて高効率コンプレッサーも導入する。</p> <p>適用条件 2 については、事業サイトの視察で電力量から吐出空気量(m<sup>3</sup>)を算出する計測器の確認及び A 重油の使用量は購買伝票から把握できることを関係者への質問等により、活動量の計測ができることを確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ事業者および関連する者への質問と関連証憑の確認により確認した。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、法定耐用年数の 2 倍を超えている設備が一部あるが、機器メンテナンス表、機械生産量などで、既存設備が正常に稼働していたと判断される。</p> |
|--|--|

#### 4. 特記事項

なし

以上